

ニュージーランドの利下げについて

<政策金利を0.5%引き下げ>

3月10日、ニュージーランド準備銀行(RBNZ)は政策金利を0.5%引き下げ、2.5%にすることを決定しました。昨年7月に利上げして以来の金融政策の変更です。

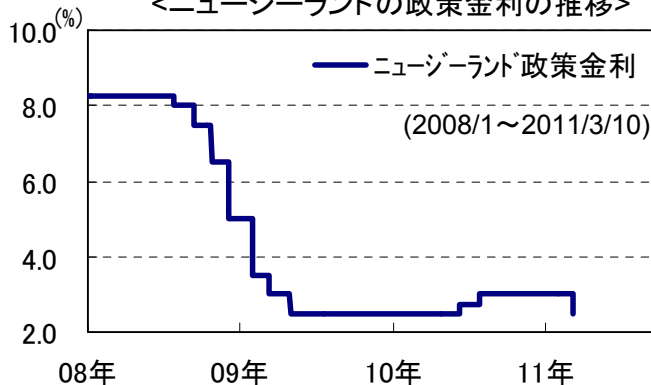
ボラード総裁の声明では、2月下旬にクライストチャーチで発生した地震の経済への悪影響を和らげ、一段と深刻になるリスクに備えるため、予防的に利下げを行ったことが示されました。

<為替市場>

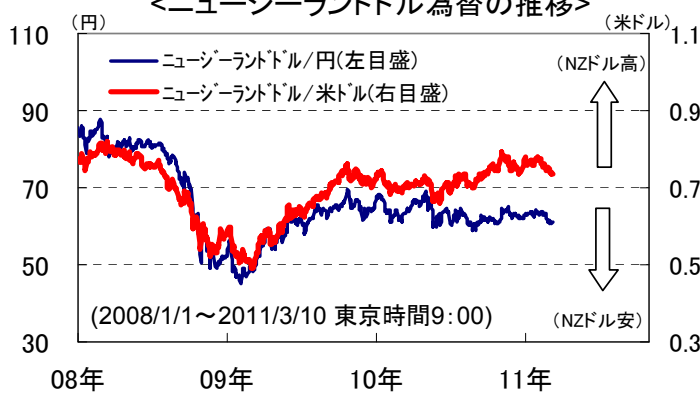
2月以降、経済指標の悪化から利上げ観測が後退し、ニュージーランドドル(NZドル)は下落しました。その後地震の発生により利下げ観測が台頭したため、下落幅が拡大しました。利下げ発表前の水準で、今年の高値から対米ドルでは5%強、対円では4%強下落しました。発表後は大方の予想通りの利下げだったため小動きながら、やや下落しています。

東京時間9時現在では、1NZドル=0.736米ドル、1NZドル=60.98円、程度となっています。

<ニュージーランドの政策金利の推移>

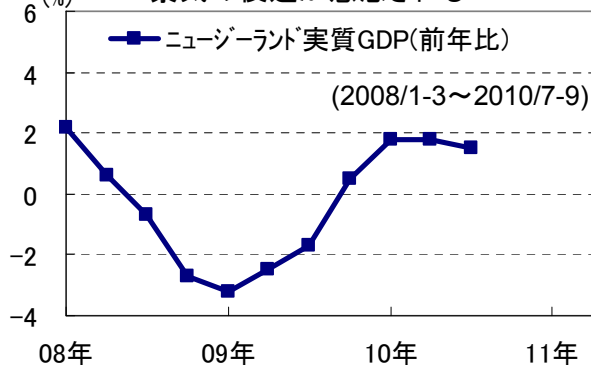


<ニュージーランドドル為替の推移>

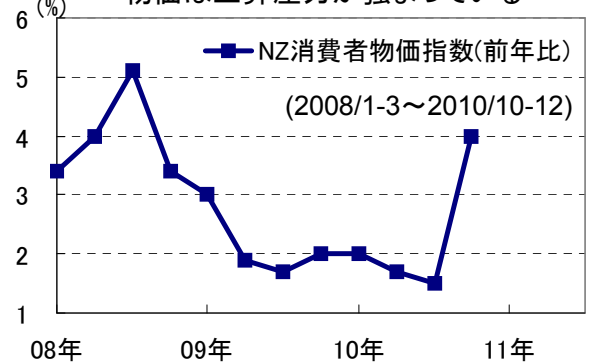


出所: Bloomberg

<景気の後退が懸念される>



<物価は上昇圧力が強まっている>



出所: Bloomberg

<経済動向と金融政策の見通し>

2010年に入り立ち直りつつあったニュージーランド経済は、昨年後半以降個人消費等を中心に予想された程回復が進みませんでした。景気の先行きに懸念が生じている中地震が発生したため、今年前半は景気後退に陥る可能性も否めないと考えられます。また、声明でも指摘されている通り、地震の経済への影響を正確に予想することは困難な状況です。今回の対応は危機対応であることから、今後の景気動向次第では追加の利下げが行われる可能性はあると思われます。

但し、国を挙げて復興を進めることで、年後半には急速な景気回復が期待されます。実際に復興が進み景気が回復すれば、世界的に物価上昇圧力が強まっている状況下、金融政策を見直す必要が生じる可能性が高いと思われます。

■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
 ■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会